

外国子会社が納付したとみなされる
外国法人税額に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

別表六(五)の三

平十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社の名称	1			
基準事業年度	2	昭平 昭平	昭平 昭平	昭平 昭平
所得の種類	3			
税種目	4			
納付すべき日	5	昭平	昭平	昭平
源泉・申告・賦課の区分	6	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦
みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	7			
上記(7)の場合の外国法人税額 とした場合の規定の適用がない	課税標準	8		
	税率	9		
	税額 (8) × (9)	10		
	税額控除額	11		
	納付すべき税額 (10) - (11)	12		
上記(7)の場合の外国法人税額 とした場合の規定を適用した	課税標準	13		
	税率	14		
	税額 (13) × (14)	15		
	税額控除額	16		
	納付すべき税額 (15) - (16)	17		
納付したとみなされる外国法人税額 (12) - (17)	18			

別表六（五の三）の記載の仕方

1 この明細書は、租税条約において定めるところにより法第69条第8項（外国子会社の配当等に係る外国税額の控除）又は法第81条の15第8項（連結法人に係る外国子会社の配当等に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合において、納付したとみなされる外国法人税額について記載します。この場合、外国子会社が課された外国法人税額を証する書類その他規則第29条の3第4号、第5号若しくは第11号又は第37条の6第4号、第5号若しくは第11号（外国子会社の配当等に係る外国税額の控除）に定める書類及び租税条約実施特例法施行省

令第10条第1項（みなし外国税額の控除の申告手続）に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を基礎として記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 各備中金額を記載するものにあつては、外国子会社の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。